

喜連川社会復帰センター等運営事業におけるモニタリング結果表(平成20年度)

1 各運営業務の履行状況

(1)喜連川社会復帰促進センター

モニタリング 対象業務の区分		結果(要求水準未達事案)の概要
共通		国の所有に係る財産の紛失・破損など
維持管理		該当なし
運営業務	総務	交通(物損)事故の発生など
	収容関連サービス	食事への異物混入など
	警備	保安検査の疎漏など
	作業	刑務作業の開始時間の遅延など
	教育	該当なし
	医療	該当なし
	分類事務支援	該当なし

(2)黒羽刑務所

モニタリング 対象業務の区分		結果(要求水準未達事案)の概要
共通		該当なし
運営業務	総務	交通(物損)事故の発生など
	収容関連サービス	該当なし
	警備	保安検査の疎漏など
	作業	該当なし
	教育	該当なし
	分類事務支援	該当なし

2 違約金の対象となる事実

該当なし。

3 功績のあった事実

綿密な検査の実施による持込制限物品の発見など

4 全体的な傾向

事業契約書に基づく改善勧告を要するような要求水準等未達事案はなく、減額ポイント計上に至った事実の多くは、業務の疎漏によるものであった。しかし、要求水準未達状態の回復が速やかに行われているため、実害は生じていない。

また、功績事実として、綿密な検査の実施により持込制限物品を発見するなど要求水準等に定める範囲の業務について、特に優れた業務遂行による貢献があった。

全体としては適切な事業運営がなされているものと評価できる。